

重要事項説明書

佐賀県済生会指定居宅介護支援事業所

利用重要事項説明書

あなたに対する居宅介護支援事業の居宅サービス計画開始にあたり、居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する運営規定第五章第六条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業所の名称	佐賀県済生会指定居宅介護支援事業所（佐賀県 4150280016 号）
法人の種別	社会福祉法人 財團 済生会支部佐賀県済生会
事業所所在地	佐賀県唐津市江川町 694 番地 1
電話番号	0955-74-3139
相談フリーダイヤル	0120-227-867
ファックス番号	0955-73-1058

2 事業の目的

- 一 要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画を作成します。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づいて、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- 三 居宅介護支援の提供に際しては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。尚、当事業所が前 6 月間に居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者の割合については別紙の通りです。
- 四 事業の運営に当たっては、市町等保険者、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定予防給付事業者、特定相談支援事業所等との連携に努めます。

3 営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日から土曜日迄とする（国民の祝日及び地方祭を除く）
営業時間	平 日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで 土曜日 午前 8 時 30 分から午後 0 時 30 分まで (ただし、緊急の場合には対応させて頂きます)

4 職員の職種、人員および職務内容

管理者	1名（職員の管理、利用申し込みの調整、業務の把握や管理等）
介護支援専門員	7名（居宅サービス計画の作成、その他の支援等）

5 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、唐津市及び玄海町とします。

6 事業の内容と提供方法

- 一 居宅介護支援の提供に際しては、当該地域における指定居宅サービス事業所等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者や家族に適切に提供し、サービスの選択を求めるものとします。
- 二 居宅介護支援の提供に際しては、あらかじめ、利用者及び家族等の希望を聞き、利用者の介護度や身体機能等を考慮して居宅サービス計画原案を作成します。
- 三 事業者は、居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者や医師及び利用者・その家族を招集し、サービス担当者会議を行い、サービス事業者の連絡・調整を行っていきます。
- 四 その後、利用者の同意を得たうえで、居宅サービス計画を決定し、確認します。
- 五 事業者は、居宅サービス計画に際し、正当な理由なく居宅介護支援の提供を拒否しません。
- 六 事業者は、自ら適切な居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合には、他の居宅介護支援事業所への紹介、その他の必要な措置を講じる必要があります。
- 七 事業者は、利用者が疾病・怪我等で医療機関に入院した場合に、利用者及び家族等に対して、担当の介護支援専門員の氏名等を入院医療機関に提供することを求めるものとします。

7 利用料及びその他の費用

- 一 居宅介護サービス計画費は、介護報酬の告示上の額に基づきます。

(1) 居宅介護支援費（I）（1月につき）

(ア) 要介護1又は要介護2	10,860円
(イ) 要介護3、要介護4又は要介護5	14,110円

※1月当たりに利用者数により、別途、区分（居宅介護支援費II・III）あり

(2) 初回加算

3,000円

(3) 特定事業所加算（1月につき）

(ア) 特定事業所加算（I）	5,190円
(イ) 特定事業所加算（II）	4,210円
(ウ) 特定事業所加算（III）	3,230円
(エ) 特定事業所加算（A）	1,140円
(オ) 特定事業所医療介護連携加算	1,250円

(4) 入院時情報連携加算（1月につき）

(ア) 入院時情報連携加算（I）	2,500円
(イ) 入院時情報連携加算（II）	2,000円

(5) 退院・退所加算（1回につき）

連携1回：カンファレンス参加 無4,500円 / 有6,000円

連携2回： 無6,000円 / 有7,500円

連携3回：カンファレンス参加 有のみ 9,000円

(6) ターミナルケアマネジメント加算（1月につき）	4,000円
(7) 緊急時等居宅カンファレンス加算（1回につき）	2,000円

※1月に2回を限度として加算する

(8) 通院時情報連携加算（1月につき）	500円
----------------------	------

- 二 要介護認定を受けられた場合、全額を介護保険から給付されるため、利用者の自己負担はありません。ただし、保険料を滞納し、保険給付の制限を受けている場合には、利用者は介護報酬の告示上で定められた金額を事業者に支払うものとします。
- 三 法定代理受領サービスを利用できない場合には、利用者は介護報酬の告示上で定められた金額の全額を一旦、事業者に支払い、事業者はサービス提供証明書を発行します。後ほど、利用者が保険者に全額を請求する形になります。

- 四 通常の事業の実施地域の居宅を訪問して居宅介護支援を提供する場合の交通費は、請求致しません。ただし、通常の事業の実施地域以外への提供を希望される場合には、利用者は交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。

8 苦情申し立てについて

居宅サービス計画等に関する苦情や要望があれば、申し立てをすることができます。申し立てにより、事業者が利用者に対して不当な不利益を与えることはありません。

一 事業所

窓口担当者	所長 小松 富弘
	管理者 熊本 美智

管理者 熊本 美智

ご利用時間 事業者の営業時間

（ただし、急を要する場合はこれにあらず）

ご利用方法	電話（相談フリーダイヤル 0120-227-867）
	面接（相談室）

二 佐賀県国民健康保険団体連合会

住所：佐賀市呉服元町7番28号
電話：0952-26-1477
受け付け時間：月～金（祝日除く）8:30～17:15

三 唐津市高齢者支援課

住所：唐津市西城内1-1
電話：0955-70-0102
受け付け時間：月～金（祝日除く）8:30～17:15

四 佐賀県健康福祉本部長寿社会課

住所：佐賀市城内1丁目1-59
電話：0952-25-7054
受け付け時間：月～金（祝日除く）8:30～17:15

9 秘密保持について

利用者や家族の方に関する業務上知り得た秘密は守ります。ただし、サービス担当者会議等で、アセスメント票、居宅サービス計画、サービス担当者会議の記録、支援

経過記録、利用票・利用票別表、モニタリング票、認定調査票、主治医意見書の写しなど利用者の個人情報を業務上必要な範囲で関係するものに提示します。

10 事故発生時の対応について

事業者は、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

11 高齢者虐待の防止について

事業者は、利用者の権利擁護のため基本方針を定め、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- 一 窓口担当者 所長 小松 富弘
管理者 熊本 美智
- 二 高齢者虐待防止委員会を設置して虐待防止及び早期発見に努め、職員の知識普及及び啓発のため研修会を実施します。
- 三 虐待又はその疑いが発生した場合には、速やかに市町村へ通報し、市町村の行う事実確認に協力します。
- 四 利用可能な権利養護事業等の情報を提供し、必要に応じて行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

以上、居宅介護支援事業の居宅介護支援にあたり、
より、重要事項説明書について説明を受け、これに同意します。

令和 年 月 日

<利用者> 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

電話 _____

立会人 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

続柄() 電話 _____

(注)「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

契 約 書

第1条（居宅介護支援の目的）

事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 上記の契約期間満了日の2日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、1年間ごとの自動更新とします。

第3条（居宅介護支援の実施）

- 1 居宅介護支援の実施に際しては、当該地域における指定居宅サービス事業所等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者や家族に適切に提供し、サービスの選択を求めます。
- 2 居宅介護支援の実施に際しては、あらかじめ、利用者及び家族等の希望を聞き、利用者の介護度や身体機能等を考慮して居宅サービス計画原案を作成します。その際、複数の事業所の紹介や指定居宅サービス等を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることができます。
- 3 事業者は、居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者や医師及び利用者・その家族を招集し、サービス担当者会議を行い、サービス事業者の連絡・調整を行っていきます。
- 4 その後、利用者の同意を得たうえで、居宅サービス計画を決定し、確認します。
- 5 居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者との連絡調整や居宅サービス計画の実施状況の確認を行います。
- 6 その他、要介護認定の更新申請に関する支援、利用者やその家族の希望により、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

第4条（居宅サービス計画の変更等）

事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合、または、事業者が居宅サービス計画の変更を必要と認める場合には、速やかに居宅サービス計画を変更するとともに、これに基づく居宅サービスの提供が確保されるようサービス事業者等への連絡調整等を行います。

第5条（居宅介護支援の担当者）

- 1 事業者は、居宅介護支援の担当者（以下「担当者」という。）として介護支援専門員である職員を選任し、適切な居宅介護支援に努めます。
- 2 事業者は、担当者を選任し、又は変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮

して行うとともに、事業者側の事情により変更する場合にはあらかじめ利用者と協議します。

3 事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を講じます。

第6条（居宅介護支援実施の記録等）

- 1 事業者は、適宜、居宅サービス計画に記載したサービス提供の目標等の達成状況等を評価し、その結果・状況を「居宅介護支援経過」等の書面に記載し、アセスメントなどに活用します。
- 2 事業者は、「居宅介護支援経過」等の記録をサービス提供完結の日から2年間は適正に保管し、利用者の求めにて閲覧に応じ、実費負担によりその写しを交付します。

第7条（サービス利用料の支払い）

- 1 居宅介護サービス計画費は、介護報酬の告示上の額に基づきます。
- 2 要介護認定を受けられた場合、全額を介護保険から給付されるため、利用者の自己負担はありません。ただし、保険料を滞納し、保険給付の制限を受けている場合には、利用者は介護報酬の告示上で定められた金額を事業者に支払うものとします。
- 3 法定代理受領サービスを利用できない場合には、利用者は介護報酬の告示上で定められた金額の全額をいったん、事業者に支払い、事業者はサービス提供証明書を発行します。
- 4 通常の事業の実施地域（別記）の居宅を訪問して居宅介護支援を提供する場合、交通費を請求致しません。ただし、通常の事業の実施地域以外への提供を希望される場合には、利用者は交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。

第8条（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対し1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

第9条（事業者の解除権）

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。

第10条（契約の終了）

- 1 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。
 - 一 第8条の利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
 - 二 第9条の条件が満たされ、事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
 - 三 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき
 - (一) 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院したとき
(入院は3ヶ月以上とする)
 - (二) 利用者について介護認定区分が非該当（自立）と判定されたとき
 - (三) 利用者について介護認定区分が要支援1または2と判定されたとき
 - (四) 利用者が死亡したとき

- 2 事業者は、契約の終了にあたり必要があると認められる場合は、利用者が指定する他の支援事業者等への関係記録（写し）の引継ぎ、介護保険外サービスの利用に係る市町への連絡等の連絡調整を行うものとします。

第11条（損害賠償）

事業者は、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

第12条（秘密保持）

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 ただし、サービス担当者会議等で、アセスメント票、居宅サービス計画、サービス担当者会議の記録、支援経過記録、利用票・利用票別表、モニタリング票、認定調査票、主治医意見書の写しなど利用者の個人情報を業務上必要な範囲で関係するものに提示します。
- 3 利用者が次のいずれかに該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、市町村に通知するものとします。
 - 一 正当な理由なしに、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
 - 二 偽りその他の不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。
- 4 事業者は、担当者が退職後、在職中に知り得た利用者または利用者の家族に関する秘密および個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

第13条（苦情対応）

- 1 利用者は、提供した居宅介護支援に苦情がある場合には、事業者、市町又は国民健康保険団体連合会に対して、苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

第14条（契約外条項など）

- 1 この契約及び介護保険法等の関係法令で決められていない事項については、介護保険法その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者との協議により定めます。
- 2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスだけを対象としたものであり、それ以外のサービスを利用者が希望する場合には、別途契約が必要となります。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者署名捺印のうえ、各1通を保有する。

上のとおり、居宅介護支援の契約を締結します。その他、利用に関する重要事項については、別紙「佐賀県済生会指定居宅介護支援事業所 利用重要事項説明書」を参照し、これに同意します。

令和 年 月 日

<利用者> 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

電話 _____

立会人 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

続柄（ ） 電話 _____

(注) 「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

<事業者> 住所 佐賀県唐津市江川町694番地1 _____

氏名 佐賀県済生会指定居宅介護支援事業所 印 _____

サービス担当者会議等での秘密保持について

佐賀県済生会指定居宅介護支援事業所では、要介護状態になった場合においても、利用される方が可能な限り在宅において、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画の作成を行っております。

また、利用される方の心身の状況や環境に応じて、その方の選択に基づき、適切なサービスが提供されるよう配慮しております。

支援計画作成時及びサービス提供中において、支援計画の見直しなどで必要と判断された場合、適宜、サービス担当者会議を開催して、より良い支援ができるように、利用される方の心身の状況、身体能力、困っておられる点などを専門的な視点をふまえて話し合いを行います。

そのサービス担当者会議では、介護支援専門員は常に利用される方の立場に立ち、その方の意思及び人権を尊重し発言致します。

また、利用される方及びその家族の方の個人情報に関して、業務上必要な場合を除き、業務以外では他言致しません。

尚、この個人情報に関して不明な点がありましたら、下記、担当者までご連絡下さい。

連絡先： 佐賀県済生会指定居宅介護支援事業所

唐津市江川町694番地1

電 話： 0955-74-3139 所 長 小松 富弘
管理者 熊本 美智

上記の内容を確認し、サービス担当者会議等において、サービス提供上必要な点に限り、サービス利用者と（必要に応じて）その家族の個人情報を用いることに同意します。

令和 年 月 日

〈利用者〉 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

電話 _____

立会人 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

続柄（ ）電話 _____

利用者さまの個人情報の利用目的について

○利用者さまへのサービス提供

- ◆ 当施設でのサービスの提供
- ◆ 他の介護サービス事業者、医療機関、薬局等との連携
- ◆ 他の医療・保健・福祉機関等からの照会への回答
- ◆ 利用者さまのサービス利用のため、外部の医師、その他専門職等の意見・助言を求める場合
- ◆ ご家族への生活状況およびサービス提供に関する利用
- ◆ その他、利用者さまへのサービス提供に関する利用

○利用料請求のための事務

- ◆ 当施設での介護・公費負担に関する事務およびその委託
- ◆ 審査支払機関へのレセプト提出
- ◆ 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ◆ 公費負担に関する行政機関等へのレセプト提出、照会への回答
- ◆ その他、介護および公費負担に関する利用料請求のための利用

○当施設の管理運営業務

- ◆ 会計・経理
- ◆ サービス利用中の事故等の報告
- ◆ 利用者さまの介護サービスの向上
- ◆ 入退所等の施設管理
- ◆ その他、当施設の管理運営業務に関する利用

○損害賠償責任保険等に係る介護に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

○介護・医療サービスや業務維持・改善のための基礎資料

○当施設内において行われる介護実習への協力

○介護の質の向上を目的とした施設での研究

○外部監査機関への情報提供

1. 上記のうち、他の医療・保健・福祉機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨お申し出ください。

2. お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
3. これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等をすることが可能です。
4. ご希望の方には詳細資料をお渡し致しますので「個人情報相談窓口」までお尋ねください。

お問合せ・相談窓口

〒847-0852 佐賀県唐津市江川町694番地1

佐賀県済生会 指定居宅介護支援事業所

TEL 0955-74-3139

指定訪問介護事業所（介護予防併設）

TEL 0955-74-3201

訪問看護ステーションなでしこ唐津（介護予防併設）

TEL 0955-73-3178

FAX（各事業所共通）

0955-73-1058

「苦情申出窓口」の設置について

社会福祉法第82条の規定により、佐賀県済生会の各事業所では利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えることといたしました。

事業所における苦情解決責任者、苦情受付担当者を下記により設置し、苦情解決に努めることといたしましたので、お知らせいたします。

佐賀県済生会指定居宅介護支援事業所

苦情解決管理者 園田孝志
(佐賀県済生会 支部長)
苦情受付担当者 所長 小松富弘
(居宅介護支援事業所 所長)
管理者 熊本美智
(居宅介護支援事業所 管理者)
受付時間：月～金（祝日除く） 8:30～17:15
電話：0955-74-3139

佐賀県国民健康保険連合会

受付時間：月～金（祝日除く） 8:30～17:15
電話：0952-26-1477

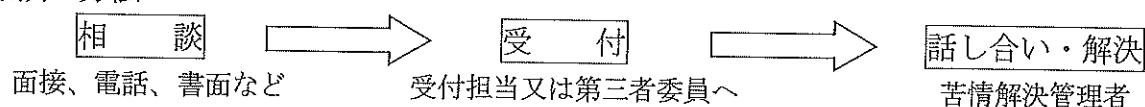
唐津市高齢者支援課

受付時間：月～金（祝日除く） 8:30～17:15
電話：0955-70-0102

第三者委員

吉田 稔（唐津市社協） 0955-70-2333
古川俊彦（唐津市社協） 0955-70-2333

相談の方法



本事業所で解決できない苦情は、

佐賀県運営適正化委員会（電話 0952-23-2151）又は

佐賀県国民健康保険団体連合会（電話 0952-26-1477）に

申立てることができます。